

例えば、1億円の財産を現金で相続した場合の評価は額面どおり1億円ですが、35年超の年金形式で受け取る個人年金保険の場合、受取総額が1億円でも相続税評価額は2千万円に低下します。

税制改正大綱によると、被保険者の死亡等により給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は、

1. 解約返戻金相当額
 2. 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には一時金相当額
 3. 予定利率等を基に算出した金額
- のうちいずれか多い金額です。

また、給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額は、原則として解約返戻金相当額とされています。

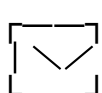
ただし、経過措置が設けられています。その条件は以下の通りです。

《適用条件》

- (1)2010年3月31日までに契約すること。
- (2)2011年3月31日までに給付事由が発生すること。
- (3)2011年3月31日までに相続又は贈与が発生すること。

したがって、今年3月31日までに加入し、来年の3月31日までに相続又は贈与が発生し、かつ、来年の3月31日までに受給を開始すれば旧法の適用となります。手続きの期限は短いですが、該当する可能性がある方は、お早めに各生命保険会社または弊社担当者までご相談ください。

九段会計事務所 税務部門相続税チーム



■ 労務の対策は大丈夫？～サービス残業対策の必要性～

弁護士の先生や司法書士の先生が行っている「多重債務者の金利過払いビジネス」が今年で終了することに伴い、次のターゲットは「未払残業の請求を行う法律ビジネス」であると、最近、話題になっております。

中小零細企業にとって、労働基準法を全て遵守するのは非常に大変なことです。

しかし、会社の業績や規模とは関係なく、残業代の未払いは違法です。

2年前から遡って請求できるため、人によっては、数百万円になることもあります。

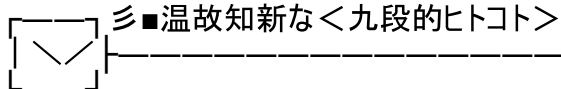
さらに、一人をきっかけに、数人に渡り、過去に遡って支払うことになるケースもあり、会社存続の危機になる可能性があります。

従いまして、対策がされていない会社は、早急に対策が必要になります。

対策としましては、

- ・裁量労働制
- ・固定残業手当の導入
- ・賞与で格差
- ・就業規定の見直し
- ・抜本的な残業時間の削減

などが挙げられると思います。
売上や資金繰りなど、悩みは尽きないかと思いますが、
労務問題に不安がある経営者様は是非一度、
考えてみる必要があるかと思ひます。
知り合いの社労士の先生もご紹介できますので、
少しでも不安がございましたら、
弊社職員までお問い合わせ下さい！



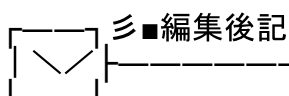
「前後裁断」

-沢庵禅師(僧侶)

「今すべきことをする」ということ。
過去の成功にすがったり、失敗を悔やむ時間も、
将来を不安に思い心配している時間も、
今できることに集中する時間も、
同じ時間です。
煩雑な事が頭をよぎり、思考が拡散し、
能力が発揮されない。それでは成果は出ません。

過去から学ぶことも大切、未来の計画も大切、
しかしそれにより今すべきことに手が回らないのは
本末転倒です。

モヤモヤした時こそ、「前後裁断」。



数ヶ月前、美容院で、化粧水を購入しました。
お店の方が力説しており、女優の小雪さんも愛用ということで、
試しに使ってみました。
気のせい、本当に肌の調子がよくなったような気がして、
次も使ってみようかと思ひ、
再び購入しました。
お店に行ったら、「肌の調子、とてもいいですね」と言われ、
ついその気に・・・
「睡眠不足が続いても、これくらいの肌荒れですむのはこの化粧水のおかげかも」

と、段々思ってしまう、今日この頃。
つい、小雪さんに近づいた気持ちになります(笑)
自分で思っている以上に、単純だと気づいた瞬間でした(笑)
相手を乗せるとか、褒めて伸ばすとか、色々考えますが、
まずは素直に、いいと思ったところを指摘すると、
思った以上の効果が出るかもしれませんね。

メールマガジン編集担当 矢合 真弓
